

○木曾広域連合正副連合長会議設置規則

〔平成17年12月9日〕
規則第26号

改正 平成19年3月20日 規則第6号

(会議の設置)

第1条 木曾広域連合(以下「広域連合」という。)の効率的な運営と円滑な施策の推進に資するため、木曾広域連合正副連合長会議(以下「会議」という。)を設置する。

(会議の組織)

第2条 会議は、広域連合長及び副広域連合長(以下「正副広域連合長」という。)並びに副管理者をもって組織する。

2 会議に代表副広域連合長を置き、正副広域連合長の協議により、副広域連合長の中から選任する。

3 広域連合業務の円滑な推進のため、次に掲げる業務の区分に応じて代表副広域連合長以外の副広域連合長が分担する。

- | | |
|----------|---------------------------|
| (1) 総務 | 第2号から第4号までに掲げる以外の業務及び施設関係 |
| (2) 地域振興 | 地域振興関係業務及び関連施設関係 |
| (3) 厚生 | 厚生関係業務及び福祉施設関係 |
| (4) 環境 | 環境関係業務及び環境施設関係 |

(協議事項)

第3条 会議は、広域連合の行う事務及び施策で次の各号に掲げることについて協議を行う。

- (1) 総合的な施策の策定、変更及び実施に関すること。
- (2) 施設の設置、管理、運営及び廃止に関すること。
- (3) 規約、条例、規則等の制定及び改廃に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) その他広域連合長が必要と認める事項に関すること。

(会議)

第4条 会議は、広域連合長が招集し、広域連合長が議長となる。

2 広域連合長に事故があるとき又は広域連合長が欠けたときは、代表副広域連合長が議長の職務を代理する。

3 会議は、正副広域連合長及び副管理者の半数以上が出席しなければ行うことができない。

4 正副広域連合長は、会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

(広域連合副町村長会)

第5条 第3条に掲げる事項で、専門的な事項の調査審議を行うため、広域連合副町村長会を置く。

- 2 副町村長会は、関係町村の副町村長、副町村長欠員の町村にあつては当該町村の総務課長をもって組織する。
- 3 副町村長会に会長 1 人及び副会長 1 人を置く。
- 4 会長及び副会長は、副町村長会において互選する。
- 5 会長は、必要に応じて副町村長会を招集し、会務を総理する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
(広域連合幹事会)

第 6 条 広域連合の事務及び広域連合と関係町村の連絡調整に係る事務を効果的に行うため、広域連合幹事会を置く。

- 2 幹事会は、関係町村の長が当該町村職員のうちから指名した広域行政事務を主管する長をもって組織する。
- 3 幹事会は、必要に応じて広域連合事務局長が招集する。
- 4 幹事会に幹事長及び副幹事長 1 人を置く。
- 5 幹事長及び副幹事長は、幹事会において互選する。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 専門的かつ個別的な事項について調査審議を行うため、担当者による専門部会を置くことができる。

(庶務)

第 7 条 会議の庶務は、広域連合事務局がこれを行う。

(補則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 20 日規則第 6 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。